|  |
| --- |
| 柏原市条例第二六号　柏原市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例  目次  　第一章　総則（第一条―第六条）  　第二章　事業の許可等（第七条―第二十三条）  　第三章　土地の所有者の義務（第二十四条・第二十五条）  　第四章　雑則（第二十六条―第三十条）  　第五章　罰則（第三十一条―第三十六条）  附則  第一章　総則  （目的）  第一条　この条例は、土砂埋立て等に関する市、土地の埋立て等を行う者、土砂を発生させる者及び土地の所有者の責務を明らかにするとともに、土地の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。  （定義）  第二条  １　この条例において、「造成行為」とは、土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂（混入し、又は付着している物を含み、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）で定める廃棄物でないものをいう。以下同じ。）の堆積を行う行為、又は床掘り、もしくは切土をする行為のいずれか、又はそれらを複合して行う現況地盤を変更する行為をいう。  ２　この条例において「事業」とは、造成行為及び造成行為に伴い必要となる施設の設置を行い、並びに生活環境の保全のた  　めの対策を講じることをいう。造成行為に伴い必要となる施設については規則で定める。  ３　この条例において、「事業区域」とは造成行為及び造成行為に伴い必要となる施設を設置する区域をいう。  ４　この条例において、「土砂を発生させる者」とは、建設工事（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の発注者及び請負人であって、その建設工事に伴って土砂を発生させるもの、及び本条例に基づき事業区域外に土砂を搬出するものをいう。  （市の責務）  第三条　市は、府と連携して、災害の防止上又は生活環境の保全上支障が生ずるおそれがある事業が行われることのないよう関係者に対し必要な指導、監督及び協議を行うものとする。  （事業を行う者の責務）  第四条　事業を行う者（以下「事業者」という。）は、事業を行うに当たっては、事業区域の周辺地域の住民の理解を得るよう努めなければならない。  ２　事業者は、事業を行うに当たっては、災害の防止及び生活環境の保全のために必要な施設の設置及び対策を講ずる責務を有する。  （土砂を発生させる者の責務）  第五条　土砂を発生させる者は、建設工事等に伴う土砂の発生を抑制し、発生させた土砂の有効な利用の促進に努めるとともに、発生させた土砂により不適正な造成行為が行われることのないよう土砂の適正な処理に努めなければならない。  （土地の所有者の責務）  第六条　土地の所有者はその所有する土地において不適正な事業が行われることのないよう適正な管理に努め、また不適正な事業が是正されるよう努めなければならない。  第二章　事業の許可等  （事業の許可）  第七条　事業を行おうとする者（以下「事業予定者」という。）は、規則に定めるところにより事業区域ごとにあらかじめ市長と協議を行い、本条例に基づく許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる事業については、この限りでない。  一　事業区域の面積が五百平方メートル未満で（ただし、当該事業区域の面積が五百平方メートル未満であっても、当該事業区域に隣接する土地において当該事業を施行する日前一年以内に完了もしくは廃止され又は現に施行されている事業の事業区域との面積の合計が五百平方メートルを超える事業で規則で定めるものは除く。）、かつ、埋立てもしくは盛土その他土砂の堆積を行う場合については地盤の高さの上昇が最大で一メートル未満、又は床掘もしくは切土を行う場合については地盤の高さの低下が最大で二メートル未満で、崖地を発生させない事業  二　事業区域外からの土砂の搬入を行う事業で、当該事業区域の面積の合計が三千平方メートル以上であって、大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例第七条又は第十二条第一項の規定により許可を受けた者が当該許可を受けた同条例第二条第三号に規定する区域において行う事業  三　国、地方公共団体その他規則で定める者が行う事業  四　採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条又は砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条の規定により認可を受けた者が、当該認可に基づいて採取した土砂を販売するために一時的に当該認可に係る場所において行う事業  五　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項の規定により許可を受けた一般廃棄物の最終処分場又は同法第十五条第一項の規定により許可を受けた産業廃棄物の最終処分場において行う事業  六　土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第一項の規定により許可を受けた者が設置する同項に規定する汚染土壌処理施設において行う事業  七　法令又は条例の規定による許可、認可その他の処分による事業であって規則で定めるもの  八　非常災害のために必要な応急措置として行う事業  九　前各号に掲げるもののほか、規則で定める事業  （事業区域内の土地所有者の同意）  第八条　前条による事業予定者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る事業区域内の土地の所有者（以下「事業地所有者」という。）に対し、第十条第一項第一号から第十一号までに掲げる事項（同項第一号の生年月日を除く。）を説明し、その同意を得なければならない。  ２　第十二条第一項の変更許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る事業地所有者に対し、同条第二項各号に掲げる事項（同項第一号の生年月日を除く。）を説明し、その事業の変更についての同意を得なければならない。  （周辺地域の住民への周知）  第九条　事業予定者は、当該許可の申請に先立って、規則で定めるところにより、事業区域に隣接する土地の所有者等に事業に関する同意を得るよう努めるとともに、周辺地域の住民に対し、次条第一項の申請書の記載事項を周知するものとする。  ２　事業予定者は、前項の規定による住民への周知の内容及びその結果を記載した規則で定める図書を作成しなければならない。  ３　前二項の規定は、第十二条第一項の変更許可の申請をしようとする者について準用する。  （許可の申請の手続）  第十条　第七条の許可を受けようとする事業予定者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。  一　事業予定者の氏名、住所及び生年月日（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地）  二　事業の目的  三　事業区域の所在地及び面積  四　事業を管理する事務所（以下「管理事務所」という。）の所在地並びに当該管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名  五　事業完了時の事業区域内及び周辺の土地（事業区域が抱  える流域を含む）の形状及び造成行為に伴い必要となる施  設を示す図面  六　事業期間  七　事業の施行順序  八　事業区域への搬入又は事業区域外への搬出もしくは事業区域内での造成行為に供される土砂（以下「造成土砂」という。）の量及び運搬経路、ただし可変堆積の場合は、その堆積可能な造成土砂量のみとする。  九　事業区域外への排水の水質検査を行うために講ずる対策  十　事業区域及び区域外への、土砂の崩落、飛散又は流出もしくは現況地盤の緩みや沈下、鉄砲水等の災害（以下「造成災害」という。）を防止するため造成行為に伴い必要となる施設及び事業区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる対策に関する図書  十一　前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項  ２　前項の規定の外、事業区域外に土砂を搬出する場合、搬出先での造成行為について本条例が適用されないときは、搬出された土砂の適正な処理がなされることを確認するため、規則で定める事項を記載した書面等を市長に提出しなければならない。  ３　第一項の申請書には、第八条第一項に規定する同意を得たことを証する書面、前条第二項に規定する書面その他規則で定める図書を添付しなければならない。  ４　第七条の許可を受けようとする者は、本条第一項第六号の事業期間について、三年を超えて申請することができない。なお許可された事業期間については、事業を休止した場合でも延長しないものとする。  （許可の基準等）  第十一条　市長は、第七条の許可の申請があった場合において、当該申請が第一項各号及び第二項のいずれにも適合していると認めるときは、同条の許可をしなければならない。  一　事業予定者が、次のイからトまでのいずれにも該当しないこと。  イ　第二十三条又は第二十四条第一項の規定に基づく処分（許可の取消しの処分を除く。）を受けた日から三年を経過しない者（当該処分による義務を履行した者を除く。）  ロ　第二十四条第一項（同項第二号及び第三号に係る部分を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る柏原市行政手続条例（平成九年三月三十一日条例第三号）第十二条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。）  ハ　事業に関し不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる規則で定める相当の理由がある者  ニ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例（平成二十二年大阪府条例第五十八号）第二条第四号に規定する暴力団密接関係者をいう。）  ホ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからニまでのいずれかに該当するもの  へ　法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにイからニまでのいずれかに該当する者のあるもの  ト　個人で規則で定める使用人のうちにイからニまでのいずれかに該当する者のあるもの  二　事業区域の面積が三千平方メートルを超える事業については、事業予定者が、申請に係る事業を的確にかつ継続して行うに足りる資力を有しないことが明らかな者でないこと。  三　第八条第一項に規定する同意を得ていること。  四　管理事務所を設置し、かつ、当該管理事務所に管理責任者を置くこと。  五　造成災害を防止するために必要な措置が図られていること。  六　埋立て・盛土・堆積が施工されている間における土砂の最大積立て高さ及び床掘りもしくは切土の最大掘削深さ並びに造成行為完了時の事業区域における土地の形状及び造成行為に伴い必要となる施設の計画が、当該申請に係る造成行為による造成災害のおそれがないものとして規則で定める形状及び構造上の基準に適合するものであること。  七　当該申請に係る事業区域外への排水の水質検査を行うために必要な対策が図られていること。  八　当該申請に係る事業区域と他の事業区域が重複しておらず、当該申請に係る事業区域と他の事業区域とにおける造成行為もしくは造成行為に伴い必要となる施設が接することなく、又はその機能を共用していないと認められること。ただし隣接する他の事業が完了もしくは廃止の確認を受けている場合はこの限りでない。  ２　第七条の許可には、造成災害の防止上又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。  （変更の許可等）  第十二条　第七条の許可を受けた者は、当該許可に係る第十条第一項から第三項に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、事前に市長と協議し変更の許可（以下「変更許可」という。）を受けなければならない。  ２　変更許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を事前に市長に提出しなければならない。  一　事業者の氏名、住所及び生年月日（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地）  二　変更の内容及びその理由  三　前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項  ３　前項の申請書には、変更に係る第八条第二項に規定する同意を得たことを証する書面、変更に係る事業区域及びその周辺の状況を示す図面、第九条第三項において準用する同条第二項に規定する書面その他規則で定める図書を添付しなければならない。  ４　第七条及び前条の規定は、変更許可について準用する。第七条の規定の準用により、変更後の事業について、本条例に基づく許可が不要となった場合又は他の法令に基づく許可等がなされた場合は、市長及び関係者と協議を行い、本条例に基づく事業の許可を撤回するものとする。  ５　第七条の許可を受けた事業者は、第一項の規則で定める軽微な変更をするときは、遅滞なくその旨を書面で市長に届け出なければならない。  （事業地所有者への通知）  第十三条　第七条の許可を受けた者は、当該許可を受けた日後遅滞なく、事業地所有者に、第十条第一項各号に掲げる事項（同項第一号の生年月日を除く。）を、書面で通知しなければならない。  ２　前項の場合において、第七条の許可を受けた者は、当該許可に第十一条第三項の規定により条件が付された場合にあっては、当該許可を受けた日後遅滞なく、前項に規定する事項のほか、当該条件の内容を事業地所有者に書面で通知しなければならない。  ３　変更許可を受けた者は、当該変更許可を受けた日後遅滞なく、事業地所有者に、当該変更許可に係る第十二条第二項第一号及び第二号に掲げる事項（同項第一号の生年月日を除く。）並びに当該変更許可に第十二条第四項において準用する第十一条第二項の規定により条件が付された場合にあっては当該条件の内容を書面で通知しなければならない。  ４　第七条の許可を受けた者は、第十二条第一項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、事業地所有者にその旨を通知しなければならない。  ５　事業の廃止もしくは休止をしようとする事業者は遅滞なく、事業地所有者にその内容を書面で通知しなければならない。  （事業着手の届出）  第十四条　第七条の許可及び変更許可を受けた者は、当該許可に係る事業に着手したときは、着手した日から起算して十日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。  （造成土砂の報告）  第十五条　第七条の許可を受けた者は、当該許可に係る事業区域に造成土砂を搬入又は現況地盤もしくは造成土砂を搬出しようとするときは、規則で定めるところにより、当該造成土砂の発生場所及び当該造成土砂の汚染のおそれがないことを確認しなければならない。  ２　第七条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、前項の規定により確認した結果を市長に報告しなければならない。  （土砂管理台帳の作成）  第十六条　第七条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る造成土砂の量その他の規則で定める事項を記載した土砂管理台帳を作成しなければならない。  （造成土砂の量の報告）  第十七条　第七条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る事業に着手した日から、定期的に、前条の規定により作成する土砂管理台帳の写しを添付して、当該造成行為の土砂の量を市長に報告しなければならない。  （水質検査等）  第十八条　事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る事業を施行している期間、定期的に、当該許可に係る事業区域外への排水の水質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該検査を行うことができないと市長が認めるときは、この限りでない。  ２　事業者は、当該許可に係る事業を完了、廃止又は休止しようとするときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る事業区域外への排水の水質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該検査を行うことが困難であるときは、市長との協議により検査の時期を決定するものとする。  ３　事業者は、当該許可に係る事業区域外への排水が規則で定める基準（以下「基準」という。）に適合していないことを確認したときは、直ちにその旨を市長に報告するとともに、その原因の調査その他当該事業により生じ、又は生ずるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講じなければならない。  （標識の掲示等）  第十九条　事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る事業区域の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る事業が施行されている間、氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。  ２　事業者は、当該許可に係る事業区域について、その境界を明らかにするため現地に境界標を設け、事業期間中（休止期間も含む）は常に現地確認できるようにしなければならない。  （関係図書の閲覧）  第二十条　事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る第十条第一項もしくは第二項又は第十二条第二項の申請書の写し、第十六条の土砂管理台帳その他規則で定める図書を管理事務所に備え置き、当該許可に係る事業に関し造成災害の防止上又は生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。  （事業の完了等の届出等）  第二十一条　事業者は、当該許可に係る事業を完了、廃止もしくは休止又は休止した事業を再開しようとするときは、規則で定めるところにより、事前にその旨を市長に届け出て市長の確認を受けなければならない。ただし、当該事業の休止をした場合であって、当該休止の期間が二月未満であるときは、この限りでない。  ２　市長は、前項の規定による届出（休止した事業を再開した場合の届出を除く。）があったときは、遅滞なく当該届出に係る事業が第十一条の規定による許可の内容に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした事業者に通知するものとする。  ３　前項の規定により、造成災害を防止するための必要な施設や対策が講じられていない旨の通知を受けた者は、当該通知に係る造成災害を防止するために必要な施設や対策を当該許可における事業期間内に講じ、市長の確認を受けなければならない。  （地位の承継）  第二十二条　第七条もしくは第十二条の許可を受けた事業者について相続、合併又は分割（当該許可に係る事業を行う権原を承継させるものに限る。）をした者は、第十二条に定める変更の許可を受け地位の承継を受けなければならない。この場合規則で定める書面を添付しなければならない。  ２　相続人が被相続人の死亡後九十日以内に第一項の変更許可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその許可を受ける日までは、被相続人に対してした第七条の許可もしくは変更許可は、その相続人に対してしたものとみなす。  （命令）  第二十三条　市長は、造成災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該事業について事業者に対し、当該許可に係る造成災害を防止するために、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可に係る事業の施行の停止を命ずることができる。  ２　市長は、第七条又は第十二条第一項の規定に違反して許可を受けないで造成行為及び事業を行った者に対し、相当の期限を定めて、当該造成土砂及び造成行為に伴い必要となる施設等の全部又は一部について除去させるとともに、造成災害を防止するために必要と判断される施設及び措置を講ずべきことを命ずることができる。  ３　市長は、第二十一条第三項又は次条第二項に規定する者が、造成災害を防止するために必要な対策や措置を講じないときは、相当の期限を定めて、第二十一条第三項の通知又は次条第二項の取消しに係る造成災害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。  ４　市長は、事業者に係る事業が、第十一条第一項第五号又は第六号に適合しないと認めるときは、当該事業者（前項の規定による命令を受けた者を除く。）に対し、当該事業に係る造成災害を防止するために、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可に係る事業の停止を命ずることができる。  ５　市長は、事業区域外への排水が水質基準に適合しないことを確認したときは、当該事業者に対し、その原因の調査その他当該許可に係る事業により生じ、又は生じるおそれがあると認める生活環境の保全に支障となる事項を解決するために、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可に係る事業の停止を命ずることができる。  （許可の取消し等）  第二十四条　市長は、事業者が次の各号（第八号を除く。）のいずれかに該当するときは当該許可を取り消し、又は次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めて当該許可に係る事業の停止を命ずることができる。  一　偽りその他不正の手段により第七条の許可及び第十二条の変更許可又は第二十二条第一項の許可を受けたとき。  二　正当な理由なく、第七条の許可及び第十二条の変更許可を受けた日から起算して一年を経過した日までに当該許可に係る事業に着手しないとき。  三　第七条の許可もしくは第十二条の変更許可に基づき事業に着手した後、正当な理由なく、一年以上引き続き当該許可に係る事業を行わないとき。  四　第十一条第一項第一号ニに該当するに至ったとき。  五　第十一条第一項第一号ホからトまで（同号ニに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。  六　変更許可を受けなければならない事項について変更許可を受けないで事業を行ったとき。  七　第十一条第三項（第十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。  八　第十五条から第十九条までの規定に違反したとき。  九　前条及びこの項の規定による命令に違反したとき。  ２　前項の規定により第七条の許可もしくは第十二条の変更許可の取消しを受けた者は、当該取消しに係る造成災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講じなければならない。  （関係図書の保存）  第二十五条　事業者は、当該許可に係る事業について、第二十一条第二項の規定による通知（完了及び廃止に係るものに限る。）を受けた日又は当該許可の取消しの日のいずれか早い日から三年を経過する日まで、当該許可に係る造成土砂の管理台帳及び事業に関してこの条例の規定に基づいて市長に提出した図書の写しを保存しなければならない。  第三章　事業地所有者の義務  （事業地所有者の義務）  第二十六条　第八条に規定する同意をした事業地所有者は、当該同意に係る事業が施行されている間、規則で定めるところにより、定期的に、所有する土地における当該事業の施行の状況を確認しなければならない。なお、土地の所有権等について変更が生じる場合は、事業地所有者はその変更内容を遅滞なく事業者に通知するとともに、変更後の土地所有者に第八条の同意内容について説明しその同意を得なければならない。  ２　前項の事業地所有者は、同項の規定による確認の結果、第七条の許可又は変更許可の内容（第八条に規定する同意をした場合におけるものに限る。次条第一項第一号において同じ。）と明らかに異なる事業が行われていることを知ったときは、直ちに、当該事業者に対し当該事業の中止又は原状回復その他の必要な対策並びに措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。  ３　第一項の事業地所有者は、当該同意に係る事業による造成災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を市長に通報しなければならない。  ４　第七条もしくは第十二条の許可を受けた事業者による事業の継続が不可能となった場合、第八条の同意をした事業地所有者は、当該事業の完了もしくは廃止の確認を受けなければならない。  （事業地所有者に対する勧告及び命令）  第二十七条　市長は、第二十三条（同条第二項を除く。）の規定による命令（事業の停止の命令を除く。）をしたにもかかわらず、当該命令を受けた者が期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る事業について事業地所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。  一　前条第一項の規定による確認（当該確認を行うべき時期において、第七条の許可又は第十二条の変更許可の内容と明らかに異なる事業が行われていた場合のものに限る。）を怠った者  二　前条第二項の規定による報告を怠った者  ２　市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であって、その者に対し、同項の必要な措置を講じさせることが相当であると認めるときは、当該必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。  第四章　雑則  （報告の徴収）  第二十八条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、当該事業について、施行の状況その他必要な事項の報告を求めることができる。  ２　市長は、この条例の施行に必要な限度において、第八条に規定する同意をした事業地所有者に対し、当該同意に係る事業について、第二十六条第一項の規定による確認の状況その他必要な事項の報告を求めることができる。  （立入検査）  第二十九条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者の管理事務所、事業場その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、試験の用に供するのに必要な限度において土砂もしくは排水を無償で収去させ、又は関係者に質問させることができる。  ２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。  （公表）  第三十条　市長は、第二十三条又は第二十七条第二項の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた者の氏名又は名称、住所及び当該命令の内容を公表することができる。  ２　市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び資料の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。  （柏原警察署長からの意見聴取）  第三十一条　市長は、第七条の許可もしくは変更許可又は第二十条第一項の許可をしようとするときは、第十一条第一項第一号ニからトまでのいずれかに該当する事由（同号ホからトまでのいずれかに該当する事由にあっては、同号ニに係るものに限る。次項において同じ。）の有無について、柏原警察署長の意見を聴くものとする。  ２　市長は、第二十四条第一項の規定による処分をしようとするときは、第十一条第一項第一号ニからトまでのいずれかに該当する事由の有無について、柏原警察署長の意見を聴くことができる。  （規則への委任）  第三十二条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。  第五章　罰則  （罰則）  第三十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。  一　第七条、第十二条第一項又は第二十二条第一項の規定に違反して、事業を行った者  二　偽りその他不正の手段により、第七条の許可、第十二条の変更許可又は第二十二条第一項の規定による第十二条の変更許可を受けた者  三　第二十三条第一項から第四項までの規定による命令に違反した者  第三十四条　第二十三条第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。  第三十五条　第二十七条第二項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。  第三十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。  一　第十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者  二　第十六条の規定に違反して、同条の土砂管理台帳を作成せず、又は同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者  三　第十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者  四　第十八条第一項の規定に違反して、同項の水質検査を行わず、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者  五　第十八条第二項の規定に違反して、同項の水質検査を行わず、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者  六　第十八条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者  七　第十九条第一項の規定に違反して、同項の標識を掲示しなかった者  八　第十九条第二項の規定に違反して、同項の境界標を設けなかった者  九　第二十八条第一項の報告をせず、又は同項の報告について虚偽の報告をした者  十　第二十九条第一項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者  第三十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。  一　第十二条第五項、第十四条又は第二十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者  二　第二十五条の規定に違反して、同条の造成土砂の管理台帳又は図書の写しを保存しなかった者  （両罰規定）  第三十八条　法人の代表者又は法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十三条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。  附　則  （施行期日）  １　この条例の施行期日は、規則で定める。  （経過措置）  ２　この条例の施行の際、現に柏原市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（柏原市条例第二十六号）の許可に基づき事業を行っているものについては、当該許可の終了日までの間は、当該改正条例は適用しない。  ３　この条例の施行の際、現に柏原市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（柏原市条例二十六号）の許可に基づき事業を行っているもので、当該許可の終了日を延期する場合は、規則で定める当該改正条例の条項を適用し、許可を行うものとする。 |